

胆振海区漁業調整委員会指示第2号

さくらますは、漁業者などが増殖事業に取り組む重要な栽培魚種だが、胆振沖合海域では冬期間に索餌回遊するさくらますを目的とした船釣りが盛んに行われ、これによるさくらます資源へ影響が少なくなく、また同海域での船舶の輻輳が懸念される状況にある。

このため、さくらます資源の保護と漁場の安定的な利用関係の確立を目的として、胆振管内室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、厚真町及びむかわ町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらますの採捕（以下「さくらます船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和7年11月7日

胆振海区漁業調整委員会

会長 伊藤 信孝

記

1 さくらます船釣りのライセンス

令和7年12月15日から令和8年3月15日までの制限期間に、別に示す海域（以下「制限海域」という。）においては、さくらます船釣りを行ってはならない。

ただし、さくらます船釣りの制限期間に制限海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）が使用する船舶（以下「ライセンス取得船」という。）に乗船し遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）が行う場合は、この限りでない。

2 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする者は、次の船舶の区分に応じて本委員会あてに申請しなければならない。

ア 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条に基づく登録を受け、さくらます船釣りを行わせるために遊漁者を乗船させて漁場に案内する行為を行う者（以下「遊漁船業者」という。）

イ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、さくらます船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、さくらます船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。

ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、その使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) 申請手続及び取得基準等

ライセンスの申請手続、取得基準その他必要な事項は、別に定める。

3 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者がライセンス取得船により、さくらます船釣りを行う場合は、ライセンス取得船であることを示した証書（以下「ライセンス証」という。）を船内に備えておかなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンス取得船をさくらます船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供等

ライセンス取得者は、船内での遵守事項を十分周知させなければならない。

(4) 釣獲時間

ライセンス取得船が、制限海域において、さくらます船釣りを行うことができる時間は、次のとおりとする。

ア 制限海域のうち、A海域 日の出から午後2時まで

イ 制限海域のうち、B海域 日の出から正午まで

(5) 漁具被害等の未然防止

航行及び船釣りをを行う際は、漁労への支障や敷設中の漁具等に被害を与えないように十分注意しなければならない。

(6) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、遊漁者から釣獲終了ごとに釣果報告を受けることとし、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告を本委員会に提出しなければならない。

なお、釣果がない場合も、その旨報告しなければならない。

(7) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8) その他

漁港又は港湾の利用にあたっては、それぞれの管理者の指示に従わなければならない。

4 遊漁者の遵守事項

遊漁者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船への乗船

制限海域では、ライセンス取得船に乗船した場合でなければ、さくらます船釣りをしてはならない。

(2) 漁具及び漁法の制限

竿釣りで同時に使用することができる竿数は、1人1本とする（ただし、プレジャーボートに乗船して行う場合を除く。）。

(3) 釣果の制限

釣獲し、保持することができるさくらますは、1日1人10尾以内とする。

ただし、一度の釣り行為で複数尾釣獲した場合において、すでに釣獲しているさくら

ますとの合計尾数が１０尾を超えることとなる場合は、この限りでない。

(4) 釣果の報告

遊漁者は、釣獲終了後ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。

(5) 漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(6) 廃棄の禁止

釣獲したさくらますは、放流する場合を除き持ち帰らなければならない。

(7) 販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として、さくらます船釣りを行ってはならない。

(8) 本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければならない。

5 指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合は、ライセンスの取消し又は次回のライセンスを取得させない等の措置をとることがある。

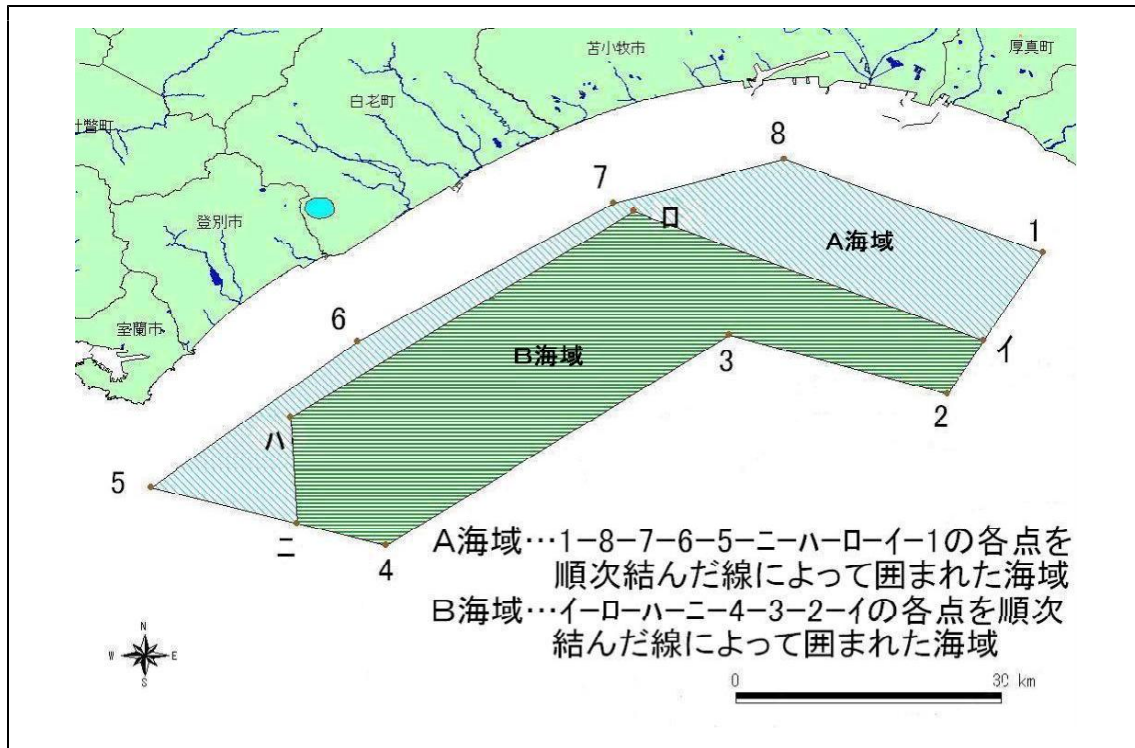
6 その他

その他、本指示の事務取扱いに必要な事項は、別に定める。

(別紙)

制限海域

次の点 1、点 2、点 3、点 4、点 5、点 6、点 7、点 8 及び点 1 の各点を順次結んだ線によって囲まれた海域。



各点の座標値

点 名	緯 度			経 度		
	度	分	秒	度	分	秒
点 1	4 2	2 7	1 5	1 4 1	5 4	5 6
点 2	4 2	1 8	4 1	1 4 1	4 9	0 8
点 3	4 2	2 2	1 4	1 4 1	3 5	5 0
点 4	4 2	0 9	2 9	1 4 1	1 5	0 0
点 5	4 2	1 3	0 4	1 4 1	0 0	4 0
点 6	4 2	2 1	5 1	1 4 1	1 3	1 5
点 7	4 2	3 0	1 6	1 4 1	2 8	4 6
点 8	4 2	3 2	5 3	1 4 1	3 9	0 9
点 イ	4 2	2 1	5 3	1 4 1	5 1	1 8
点 ロ	4 2	3 0	0 0	1 4 1	3 0	0 0
点 ハ	4 2	1 7	1 7	1 4 1	0 9	0 9
点 ニ	4 2	1 0	5 0	1 4 1	0 9	3 5